

令和 2 年 5 月 7 日

お客様各位

糸魚川信用組合

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問活動の自粛延長について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2 年 4 月 16 日政府より「緊急事態宣言」が全国に発令されました。

これを受け、当組合では更なる感染拡大を防止する為、渉外担当者による訪問活動を自粛させていただいておりましたが、この度「緊急事態宣言」の延長が発令された事を受け、当組合も訪問活動の自粛を延長する事と致しました。しばらくの間ご不便をおかけしますが、お客様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

尚、下記自粛期間中におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者様においては、資金繰り等を含めた積極的な支援を行ってまいりますので是非ともご相談下さい。

#### 記

1. お客様の安全を最優先に考え、当組合の渉外担当者による訪問活動を自粛させていただきます。
2. 訪問自粛により定期積金の集金が遅れますが、後日集金に訪問させていただきます。今般の新型コロナウイルス対応による集金の遅れは利息計算に反映せず、満期時にはご契約通りのお利息をお支払致します。
3. 訪問活動の自粛期間は令和 2 年 5 月 21 日（木）までとさせていただきます。

本件に対するお問合せ先  
糸魚川信用組合 営業推進室  
電話 025-552-9880  
平日 午前 9 時～午後 5 時